

# 浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針 用語解説

## 1 浜松市の就学前施設（令和5年4月1日時点、認可外保育施設除く）

施設種類	市立	私立	合計
幼稚園	60 ※	39	99
保育所（保育園）	20	39	59
認定こども園	—	79	79
その他 ※	—	64	64
合計	80	221	301

※ 市立幼稚園の施設数には、休園中の4園を含む。

※ その他は、「小規模保育事業（53）」及び「事業所内保育事業（11）」

### （1）幼稚園

- ・ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
- ・ 浜松市立幼稚園では、3歳児から5歳児までが対象。

### （2）保育所（保育園）

- ・ 保護者が就労等により子供を保育できない場合、保護者に代わって保育を行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

### （3）認定こども園

- ・ 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

※ 各園の違いについては、子育て情報サイト「ぴっぴ」の「認定こども園・幼稚園・保育園の違い」をご参照ください。



## 2 統廃合

- ・ 園児数の減少などにより、園同士を統合したり、閉園したりすること。
- ・ 統廃合には、他園に吸収される形で閉園する場合や、複数の園を閉園し、新たな園を設置する場合など、様々なケースが想定される。

## 3 預かり保育

- ・ 幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児を預かる保育のこと。
- ・ 本市の市立幼稚園では、令和5年度、休園中4園を除く56園のうち、21園が実施しており、実施日や実施時間は園ごとに異なる。

#### 4 一時預かり事業

- ・ 妊娠や出産、入院等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児に対し、保育所などにおいて、一時的に子供を預かり、必要な保育を行うこと。
- ・ 本市の市立保育園では、令和5年度、全園において実施している。

#### 5 未就園児

- ・ 保育所や幼稚園、認定こども園などの就学前施設に通っていない就学前の子供のこと。

#### 6 予防保全

- ・ 施設や設備などに不具合が生じる前に、あらかじめ改修などを行い、機能や性能を維持すること。
- ・ 日常点検や法定点検、定期的な劣化調査の実施により劣化状況を把握したうえで、計画的な改修を行う。